



県 章

滋賀県公報

平成 20 年 (2008 年)
4 月 1 日
号 外 (5)
火 曜 日

毎週 月・水・金曜 3 回発行

目 次 (印は、県例規集に登載するもの)

○ 規 則	
滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金拠出金の徴収等に関する規則 (医療保険課)	1
滋賀県財務規則の一部を改正する規則 (管理課)	2
滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則 (情報政策課)	3
滋賀県救護施設の設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (健康福祉政策課)	3
滋賀県母子保健法施行細則の一部を改正する規則 (健康推進課)	4
滋賀県建築基準法等施行細則の一部を改正する規則 (建築課)	4
滋賀県モーターボート競走実施規則の一部を改正する規則 (事業課)	4
モーターボート競走法第 3 条に基づく事務の委託に関する規則 (事業課)	5
滋賀県モーターボート競走電話投票実施規則の一部を改正する規則 (事業課)	6

規 則

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金拠出金の徴収等に関する規則をここに公布する。

平成 20 年 4 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県規則 第 30 号

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金拠出金の徴収等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和 57 年 法律 第 80 号。以下「法」という。) 第 116 条 第 3 項の規定による拠出金の徴収等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 拠出金 法 第 116 条 第 3 項に規定する財政安定化基金拠出金をいう。
- (2) 基金 滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例 (平成 20 年 滋賀県条例 第 4 号) の規定に基づく滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金をいう。

(拠出金の額の算定)

第 3 条 滋賀県後期高齢者医療広域連合 (以下「広域連合」という。) の長は、特定期間 (法 第 116 条 第 2 項 第 1 号に規定する特定期間をいう。以下同じ。) の初年度の前年度の 2 月 10 日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 療養の給付等に要する費用の額見込額計算書 (別記様式)
- (2) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、広域連合の長から提出された前項に掲げる書類に基づき、特定期間の各年度における広域連合の拠出金の額を定めるものとする。

3 知事は、特定期間の各年度の 5 月 31 日までに、当該年度における広域連合の拠出金の額を広域連合へ通知するものとする。

(拠出金の納付の時期)

第 4 条 各年度における拠出金の納付の時期は、広域連合が前条 第 3 項の通知を受け取った日から当該年度の 12 月 31 日までとする。

(基金への積立て)

第 5 条 知事は、法 第 116 条 第 3 項の規定により広域連合から徴収した拠出金の額の 3 倍に相当する額を、各年度における拠出金が広域連合から納付された後、速やかに基金へ積み立てるものとする。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、拠出金の徴収等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行後最初の特定期間に係る 第 3 条の規定の適用については、同条 第 1 項中「前年度の 2 月 10 日」とあるのは、「4 月 10 日」とする。

別記様式 (第 3 条関係)

療養の給付等に要する費用の額見込額計算書

年 度 (A)	年 度 (B)	合 計 額 (C) (A + B)
円	円	円

滋賀県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 4 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県規則 第 31 号

滋賀県財務規則の一部を改正する規則

滋賀県財務規則 (昭和 51 年 滋賀県規則 第 56 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 1 号中「滋賀県部制条例」を「滋賀県部等設置条例」に、「出納局」を「会計管理局」に改め、同条 第 2 号中「第 4 条 第 1 項」の右に「および第 2 項」を加える。

第 3 条 第 1 項 第 2 号中「出納局」を「会計管理局」に改め、同条 第 2 項 第 1 号中「出納局管理課」を「会計管理局管理課」に、「出納局長」を「会計管理局長」に改め、同項 第 2 号中「部長」の右に「(知事直轄組織にあつては、政策監)」を加える。

第 5 条 第 1 項中「出納局長」を「会計管理局長」に改める。

第 6 条 第 1 号中「出納局管理課」を「会計管理局管理課」に、「出納課」を「会計課」に改める。

第 7 条中「出納局の」を「会計管理局の」に改め、同条 第 1 号中「出納局長」を「会計管理局長」に改め、同条 第 3 号中「出納課長」を「会計課長」に改める。

第 8 条 第 8 号および第 9 号中「出納局」を「会計管理局」に改める。

第 12 条中「事務局の長」の右に「(知事直轄組織にあつては、政策監および当該組織として置かれる課の長)」を加える。

第 17 条中「出納局出納課長」を「会計管理局会計課長」に改める。

第 19 条中「地方機関の長」の右に「(知事直轄組織にあつては、政策監および当該組織として置かれる課の長)」を加える。

第 169 条の 3 中「出納局管理課長」を「会計管理局管理課長」に改める。

第 192 条 第 1 号および第 3 号中「出納局」を「会計管理局」に改める。

第 256 条 第 2 項中「出納局出納課長」を「会計管理局会計課長」に、「出納局の」を「会計管理局の」に改める。

第 266 条 第 1 項 第 1 号中「出納局」を「会計管理局」に改める。

別表 第 1 出納員の表 第 2 条 第 2 号に規定する課の部中

「 広報課、企画調整課、総務課、人事課、福利厚生課、税政課、事業課、県民生活課、県民文化課、環境政策課、医務薬務課、商工政策課および監理課	当該課の課長 (医務薬務課にあつては、薬業振興事務を所掌するグルーブリーダー)
管理課および出納課	当該課の課長および参事

を

「 総務課、人事課、税政課、事業課、県民生活 課、医務薬務課および子ども・青少年局	当該課および局の課長および局長（医務薬務 課にあつては、薬業振興事務を所掌するグルー プリーダー）	に改める。
管理課および会計課	当該課の課長および参事	

別記様式第 50 号 (その 2) 中
「出納局出納課」を「会計管理局会計課」に改める。

別記様式第 54 号 (その 2) および別記様式第 55 号 (その 2) 中「出納局出納課長」を「会計管理局会計課長」に改める。

別記様式第 69 号 (その 4) 中「出納局」を「会計管理局」に改める。
別記様式第 105 号付属書中「出納局管理課長」を「会計管理局管理課長」に改める。

付 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 4 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県規則 第 32 号

滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則 (平成 16 年 滋賀県規則 第 59 号) の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第 3 条関係)

法 令 ま た は 条 例 等	条 項
滋賀県情報公開条例 (平成 12 年 滋賀県条例 第 113 号)	第 5 条 第 1 項
滋賀県高等技術専門校の設置および管理に関する条例 (平成 3 年 滋賀県条例 第 18 号)	第 2 条 第 1 項
滋賀県道路占用規則 (昭和 32 年 滋賀県規則 第 15 号)	第 3 条および第 4 条

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県救護施設の設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 4 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県規則 第 33 号

滋賀県救護施設の設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県救護施設の設置および管理に関する条例施行規則 (昭和 45 年 滋賀県規則 第 26 号) の一部を次のように改正する。

第 14 条を第 15 条とし、第 8 条から第 13 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 7 条第 3 項中「毎月 1 回以上調髪を行い、」を削り、同条を第 8 条とし、第 4 条から第 6 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 3 条第 1 項中「第 12 条」を「第 13 条」に改め、同条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(職員)

第 3 条 日野溪園^{たに}の職員の定数、区分および職務内容は、別に定めるところによる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 4 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県規則 第 34 号

滋賀県母子保健法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県母子保健法施行細則 (昭和 62 年 滋賀県規則 第 20 号) の一部を次のように改正する。

別表中「生活保護法」の右に「(昭和 25 年 法律 第 144 号)」を、「含む。)」の右に「および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成 6 年 法律 第 30 号) による支援給付受給世帯」を加え、同表注 3 第 2 号中「、第 2 項および第 3 項」を「および第 2 項、第 41 条の 2 ならびに第 41 条の 19 の 2 第 1 項」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県建築基準法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 4 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県規則 第 35 号

滋賀県建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

滋賀県建築基準法等施行細則 (平成 6 年 滋賀県規則 第 43 号) の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「第 5 条第 3 項」を「第 5 条第 4 項」に改め、同項第 1 号を削り、同項第 2 号中「(予備電源で蓄電池別置き型または自家発電装置を設けたものに限る。)」を削り、同号を同項第 1 号とし、同項中第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同項第 5 号中「および防火設備の位置」を「、防火設備、防火壁、防火区画、界壁、防火上主要な間仕切壁および隔壁の位置」に、「第 2 号」を「第 1 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 6 号中「前 5 号」を「前各号」に改め、同号を同項第 5 号とし、同条第 3 項中「第 5 条第 2 項」を「第 5 条第 3 項」に改める。

第 10 条第 3 項中「第 6 条第 2 項」を「第 6 条第 3 項」に改める。

別記様式 第 4 号を次のように改める。

様式 第 4 号 削除

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県モーターボート競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 4 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県規則 第 36 号

滋賀県モーターボート競走実施規則の一部を改正する規則

滋賀県モーターボート競走実施規則 (昭和 55 年 滋賀県規則 第 13 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「平成○年度」を「○年度」に改める。

第 7 条第 2 項中「社団法人滋賀県モーターボート競走会 (以下「競走会」を「モーターボート競走法 (昭和 26 年 法律 第 242 号。以下「法」という。)) 第 32 条第 1 項に規定する競走実施機関 (以下「競走実施機関」に、「競走会の」を「競走実施機関の」に改める。

第 15 条第 1 項中「勝舟投票券」の右に「(以下「舟券」という。)」を加える。

第 23 条第 1 項中「社団法人全国モーターボート競走会連合会 (以下「連合会」という。)」を「競走実施機関」に改め

る。

第 27 条中「連合会」を「競走実施機関」に、「競走会」を「競走実施機関」に改める。

第 33 条第 1 項および第 36 条第 1 項中「連合会」を「競走実施機関」に改める。

第 49 条第 1 項を次のように改める。

入場料を支払った者に入場券を、特別席料を支払った者に特別席の入場券を交付する。ただし、入場料を自動的に徴収する機械を通じて入場する場合においては、入場券を交付しないことができる。

第 50 条第 1 項第 2 号中「連合会および競走会」を「競走実施機関」に改める。

第 52 条第 2 号中「第 34 条、第 35 条または第 37 条から第 39 条」を「第 72 条、第 73 条または第 75 条から第 77 条」に改め、同条第 10 号中「勝舟投票券」を「舟券」に改め、同条第 12 号中「第 27 条各号、第 28 条各号および第 29 条各号」を「第 65 条各号、第 66 条各号、第 67 条および第 68 条各号」に改める。

「第 1 節 勝舟投票法および払戻率ならびに勝舟投票券」を「第 1 節 勝舟投票法および払戻率ならびに舟券」に改める。

第 56 条 (見出しを含む。)、第 59 条 (見出しを含む。)、第 60 条、第 62 条、第 65 条 (見出しを含む。) および第 66 条中「勝舟投票券」を「舟券」に改める。

第 67 条第 3 号および第 68 条第 3 号中「連合会」を「競走実施機関」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

モーターボート競走法第 3 条の規定に基づく事務の委託に関する規則をここに公布する。

平成 20 年 4 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県規則 第 37 号

モーターボート競走法第 3 条の規定に基づく事務の委託に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、モーターボート競走法 (昭和 26 年法律第 242 号) 第 3 条の規定に基づき、県が行う同条第 2 号および第 3 号の事務 (以下「競走事務」という。) を私人に委託することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委託の相手方)

第 2 条 知事は、モーターボート競走法施行規則 (昭和 26 年運輸省令第 59 号) 第 2 条第 2 項各号に掲げる者のほか、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に競走事務を委託することができない。これらの者を役員とする法人についても、同様とする。

(公金の払込み)

第 3 条 モーターボート競走法施行規則第 2 条第 1 項第 2 号に規定する公金取扱事務の委託を受けた者は、収納した公金を、その内容を示す計算書を添えて、知事の指定する期日までに滋賀県財務規則 (昭和 51 年滋賀県規則第 56 号) 第 2 条第 10 号に規定する指定金融機関等に払い込まなければならない。

(検査)

第 4 条 知事は、委託した競走事務の適正な履行を確保するために必要があると認めるときは、委託の相手方から競走事務の実施状況その他必要な事項について報告を求め、またはその職員に、委託の相手方の事務所に立ち入らせ、業務の状況もしくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

(秘密の保持等)

第 5 条 受託者は、競走事務に関して知り得た秘密を漏らし、および知り得た情報を県が指示する目的外に使用してはならない。

(委託契約の締結)

第 6 条 競走事務の委託契約は、前 3 条に規定する事項ならびに当該委託に係る業務の内容、業務の実施方法、期間、契約金額、委託料の支払方法、契約の変更および解除の条件その他必要な事項を記載した契約書により締結しなければならない。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、競走事務の委託に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県モーターボート競走電話投票実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 4 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県規則 第 38 号

滋賀県モーターボート競走電話投票実施規則の一部を改正する規則

滋賀県モーターボート競走電話投票実施規則 (平成 5 年 滋賀県規則 第 66 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「通信回線」を「電気通信回線等」に改める。

第 2 条中「(昭和 27 年 滋賀県条例 第 18 号) および」を「(昭和 27 年 滋賀県条例 第 18 号)、」に改め、「(昭和 55 年 滋賀県規則 第 13 号)」の右に「およびモーターボート競走法 第 3 条の規定に基づく事務の委託に関する規則 (平成 20 年 滋賀県規則 第 34 号)」を加える。

第 3 条中「勝舟投票券」を「舟券」に改める。

第 3 条の 2 第 1 号中「勝舟投票券」を「舟券」に、「を使用して」を「の音声通信網等を介して」に改め、同条第 2 号中「勝舟投票券」を「舟券」に、「端末機器 (以下「指定端末」という。) を使用して」を「電気通信事業者の専用回線網を介して」に改め、同条第 3 号中「勝舟投票券」を「舟券」に、「県の電子計算機に通信回線」を「インターネット回線網」に改め、「接続された電子計算機を使用して」を削り、「ウェブ方式」を「インターネット方式」に改める。

第 4 条を次のように改める。

第 4 条 削除

第 5 条第 1 項中「勝舟投票券」を「舟券」に改め、「(以下「加入者」という。)」を削り、「締結した者」の右に「(以下「加入者」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、次項第 3 号の方式で電話投票契約を締結する場合にあっては、第 3 条の 2 第 1 号の方式による電話投票はすることができない。

第 7 条第 1 号中「第 9 条または第 9 条の 2」を「第 11 条または第 12 条」に改め、同条第 4 号中「法人」の右に「(個人事業主を含む。)」を加え、同条第 5 号中「施行を害する」を「実施を妨げる」に改める。

第 8 条中「(ウェブ方式を利用する加入者にあっては、加入者番号) を削り、「) を、」を「のうち電話投票の方式ごとに必要となるものを、」に改め、「(ウェブ方式を利用する加入者にあっては、暗証番号) を削り、「) を定め」を「を定め」に改める。

第 9 条中「次」を「必要に応じ、次」に改め、同条第 6 号、第 7 号および第 9 号中「ウェブ方式を利用する加入者にあっては、」を削る。

第 10 条の見出しを「指定口座の開設等」に改める。

第 11 条第 1 項中「勝舟投票券」を「舟券」に、「県の預金口座へ振替依頼」を「県に納付」に改め、同条第 2 項中「勝舟投票券」を「舟券」に、「へ振替依頼する」を「に振り替える」に改める。

第 12 条第 1 項および第 13 条中「勝舟投票券」を「舟券」に改める。

第 15 条中「加入者が」の右に「解約の申請をしたとき、または加入者が」を加え、同条第 2 号中「もしくは出金口座」を「および出金口座」に改め、同条第 6 号中「勝舟投票券」を「舟券」に改め、同条第 7 号中「該当する」を「該当した」に改める。

第 16 条 (見出しを含む。) および第 18 条中「勝舟投票券」を「舟券」に改める。

第 19 条第 1 項中「係る勝舟投票券」を「係る舟券」に改め、同項第 1 号中「決裁」を「決済」に、「勝舟投票券」を「舟券」に改め、同項第 2 号中「勝舟投票券」を「舟券」に改め、同条第 2 項中「係る勝舟投票券」を「係る舟券」に改め、同項第 1 号中「決裁」を「決済」に、「勝舟投票券」を「舟券」に、「次条」を「次条第 2 項」に改め、同項第 2 号および同条第 3 項中「勝舟投票券」を「舟券」に改める。

第 19 条の 2 の見出し中「指定券」を「指定等」に改める。

第 21 条第 1 項中「勝舟投票券」を「舟券」に改め、同条第 2 項中「勝舟投票券の」を「舟券の」に、「勝舟投票券に」を「舟券に」に、「指定端末」を「知事が指定する端末機器」に、「勝舟投票券を販売する」を「加入者への受付番号の通知および舟券の発売を行う」に改め、同条第 3 項中「ウェブ方式」を「インターネット方式」に、「勝舟投票券の」を「舟券の」に、「勝舟投票券に」を「舟券に」に、「勝舟投票券を発売する」を「加入者への受付番号の通知および舟券の発売を行う」に改める。

第 23 条中「勝舟投票券が」を「舟券が」に、「勝舟投票券」を「舟券」に、「勝舟投票券の種類」を「舟券に係る勝舟投票法の種類」に改める。

第 26 条 (見出しを含む。)、第 27 条、第 28 条および第 29 条第 1 項中「勝舟投票券」を「舟券」に改める。

第 30 条第 1 項中「勝舟投票券購入代金」を「舟券購入代金」に、「勝舟投票券に」を「舟券に」に改め、同条第 2 項

中「第 19 条の 2」を「第 19 条の 2 第 2 項」に、「普通口座に振り込む」を「出金口座に振り替える」に改め、同項ただし書中「振り込む」を「振り替える」に改める。

第 32 条 (見出しを含む。) 中「勝舟投票券」を「舟券」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

